

平成 31(2019)年度東北大学法科大学院 学生募集要項（追加募集）

1. アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法制度の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

2. 募集人員

若干名

募集人員の若干名は、法学既修者（法学の基礎的な学識を有する者として、2年間で修了を希望するもの）と法学未修者（3年間で修了を希望する者）を合わせたものです。

3. 出願資格

東北大学法科大学院の入学試験に出願できるのは、次のいずれかの該当者又は平成 31 年 3 月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (9) 他の大学院に「飛び入学」した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(11) 出願時に、大学に2年を超え3年を超えない期間在学している者であって、本研究科における個別の入学資格審査により、優秀な成績を収めていると認められたもの

備考

1. 出願資格(6)により出願しようとする者は、事前の確認が必要ですので、平成30年12月19日(水)までに法学部・法学研究科専門職大学院係へ申し出てください。

2. 出願資格(9)、(10)又は(11)により出願しようとする者は、事前に入学資格審査を行いますので、平成30年12月19日(水)までに法学部・法学研究科専門職大学院係へ申し出てください。

3. 上記出願資格(11)については、次の条件を満たすことが必要です。

・平成30年3月までに64単位以上修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又はA(優)以上であること。

上記出願資格(11)で出願した者が、次の条件を満たさなかった場合には、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

・平成31年3月末まで在学し、かつ、100単位以上修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又はA(優)以上であること。

4. 選考方法

選考は、次に掲げる「書類審査の審査結果」及び「論述試験の成績」を総合的に評価して行います。

出願の際、志願者は、法学既修者としての選考を希望するか否かを示すものとします。出願後の変更はできません。なお、法学既修者としての選考を選択する者は、法学未修者としての選考を第2希望とするか否か(併願希望の有無)も示すものとします。第1希望として法学既修者としての選考を選択し、かつ、法学未修者としての選考を第2希望として選択した者(以下、「併願者」という。)のみ、法学専門科目筆記試験と小論文試験の両方を受験することができます。

法学既修者の選考においては、将来の法曹たるにふさわしい資質を備えているか否かに加えて2年間での修了が可能であると認められる程度の法学に関する基礎的な知識と応用力等を有しているか否かを審査します。

法学未修者の選考においては、将来の法曹たるにふさわしい資質を備えているか否かを審査します。法学の専門的な知識や応用力等については審査の対象としません。例えば、添付された各種資格証明書のうち、専門的知識の修得の有無を示すようなもの(旧司法試験短答式試験や論文式試験の合格を証明する書類等)は、審査の対象としません。このため、併願者については、法学未修者としての選考のため、専門的知識の修得の有無を示す選考資料を考慮の対象から除外した書類審査を別に行います。また、併願者の、法学専門科目筆記試験の成績も一切考慮しません。

入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、平成30年12月19日(水)までに法学部・法学研究科専門職大学院係に相談してください。相談がない場合には、配慮が認められないことがあります。

(1) 書類審査の審査結果

志願理由書並びに履歴書、大学(学部)の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果

(2) 論述試験の成績

ア. 法学未修者としての選考を希望する者については、小論文試験（思考力、表現力等を問うもの）の成績

イ. 法学既修者としての選考を希望する者については、次に掲げる法学専門科目筆記試験の成績

〔試験科目〕 民法、商法、民事訴訟法、憲法、刑法、刑事訴訟法

※法学専門科目筆記試験では、本学が貸与する六法のみを参照することができます。

ウ. 併願者は、法学専門科目筆記試験及び小論文試験を受験しなければなりません。ただし、併願者が、一方の試験を欠席した場合は、受験した方の専願とみなします。

また、合格者の決定に当たっては、法学既修者としての選考に合格した併願者については、法学未修者としての選考における総得点の順位に関わらず、法学既修者としてのみ合格とします。

試験日時

[1] 法学専門科目筆記試験（法学既修者としての選考を希望するものを対象とする）

期日 平成 31 年 2 月 9 日（土）

時間	10:00～12:30	14:00～15:00	15:40～17:10
分野 (科目)	民事法 (民法・商法・民事訴訟法)	公法 (憲法)	刑事法 (刑法・刑事訴訟法)

法学専門科目筆記試験は、実定法についての基礎的な学力（3 年間での修了を希望する者が、本法科大学院第 1 年次に修得すべき学力）を有しているか否かについて判定する試験です。

民事法・公法・刑事法のうち 1 分野でも受験しなかった者は、総得点の順位にかかわらず不合格とします。

また、法学専門科目筆記試験の合計点又は 6 科目中 2 科目以上の得点が一定の水準（本法科大学院第 2 年次の授業に参加し得る学力水準）に達しない場合、総得点の順位にかかわらず不合格とします。

なお、試験は、民事法、公法及び刑事法の 3 つの時間帯に分けて実施されますが、出題・解答は、6 科目それぞれについて別々に行うものとします。例えば、民事法の試験では、民法・商法・民事訴訟法の 3 科目の試験問題・答案紙が配付され、受験者は、その試験時間中に、それぞれの科目の試験問題すべてについて、それぞれの答案紙に解答することとなります。

各科目の試験範囲等については、別紙「法学専門科目筆記試験の試験範囲等について」を参照してください。

[2] 小論文試験（併願者を含む、法学未修者としての選考を希望するものを対象とする）

期日 平成 31 年 2 月 10 日（日）

時間	10:00～12:00
科目	小論文

小論文試験は、文章読解力・文章表現力・論理的思考力等を試すものであり、法学の専門的な知識の修得の有無を問うものではありません。

小論文試験の得点が一定の水準（本法科大学院第 1 年次の授業に参加し得る学力水準）に達しない場合、総得点の順位にかかわらず不合格とします。

論述試験（小論文試験・法学専門科目筆記試験）において使用することができる筆記用具はペン又はボールペンに限ります（鉛筆，シャープペンシルなどを使用して記入された答案は，採点の対象としません）。

試験会場

東北大学法科大学院（仙台市青葉区片平 2-1-1）

(3) 配点

	未修者	既修者
書類審査*	100	100
小論文試験	200	
法学専門科目筆記試験**		900
計	300	1000

*ただし，提出された選考資料の形式又は内容に重大な問題があると認めるときは，書類審査の得点を0点とし，当該志願者については，総得点にかかわらず，不合格とします。

**法学専門科目筆記試験については，民法（100点），商法（60点），民事訴訟法（60点），憲法（100点），刑法（100点），刑事訴訟法（60点）の総計480点を900点に換算します。

5. 出願手続

出願書類は一括して所定の出願用封筒に入れ，必ず書留速達で郵送してください。

(1) 受付期間

平成31年1月9日（水）から1月21日（月）まで

【1月21日（月）当日の消印有効】（1月22日以降の消印の出願書類は受理しません。）

(2) 提出書類等

以下の書類を，クリップ等を使って番号順にひとまとめにして，所定の封筒に封入してください。

提出書類		摘 要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③	大学（学部）の成績証明書	注を参照してください。
④	志 願 理 由 書	本研究科所定用紙
⑤	卒業（見込）証明書又は学位授与（申請）証明書	出身大学（学部）長の発行する卒業（見込）証明書又は大学改革支援・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書若しくは短期大学長又は高等専門学校長の発行する学位授与申請（予定）証明書。 なお，修士又は博士の学位を有するか，その見込みの者は，当該学位授与（見込）証明書も提出してください。 注を参照してください。
⑥	各 種 資 格 証 明 書	各種資格証明書（各種職業資格，旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類，公的語学試験成績書等を含む。）ないしはその複写物を，自由に添付することができます。 ただし，例えば，勤務先の上司や在学・卒業大学の演習の指導教員等によって，その個人的評価・判断に基づいて作成された推薦状については，審査の対象とはしません。
⑦	入学検定料 30,000 円	郵便普通為替証書とし，指定受取人欄には記入しないでください。 郵便普通為替証書が同封されていない場合は，出願書類を受け付けませんので注意してください。（ただし，下記により入学検定料の免除を申請する場合，または，「法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度」の適用を申し出る方については，払い込まないでください。）

		<p>本学では、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、平成30年度に実施する入学試験において、入学検定料免除の特別措置を行います。希望する方は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へお問い合わせください。</p> <p>本法科大学院では、「法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度」を導入しました。この制度は、同一年度内に行われる東北大学法科大学院入学試験において、一度、検定料を納付した方は、2回目以降の受験の際に入学検定料の納付が不要となる制度です。制度の詳細及び手続き方法については、10. 法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度についてを確認してください。</p> <p>おって、納付した入学検定料はいかなる理由があっても返還しません。</p>
⑧	住民票	本邦に在留している外国人で入学を志望する者（在留期間が90日を超えない者を除く。）のみ、市区町村長が発行したものを提出してください。
⑨	受験票送付用封筒（長3）	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、362円分の切手を貼付したもの。
⑩	あて名カード	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの。

注： 本学法学部を卒業した者及び本学法学部を平成31年3月卒業見込みの者は、③及び⑤の書類は不要です。

大学（学部）に編入学した者は、提出する証明書が異なります。該当する方は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へお問い合わせください。

6. 合格者発表

平成31年2月22日（金）

東北大学法科大学院ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>）上に掲示する（午前11時の予定）とともに、受験者全員に可否について速達郵便により通知します。

なお、合格者に対しては、合格通知書の送付とあわせて入学手続の詳細をお知らせします（入学手続：平成31年2月27日（水）～3月1日（金））。

7. 必要経費

(1) 入学料 282,000円（予定額）

(2) 授業料前期分 402,000円（年額804,000円）（予定額）

〔上記の納付金は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。〕

8. 奨学金について

東北大学法科大学院奨学生制度〔給付〕

法科大学院院生のうち、第1年次生及び第2年次生の成績優秀者に、「東北大学法科大学院奨学生」として、奨学金を給付します。

選考基準： 第1年次生：当該年度の第1年次基本科目単位加重総得点の高得点者

第2年次生：当該年度の第2年次基本科目及び基幹科目単位加重総得点の高得点者

給付額： 30万円

日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金〔貸与〕

日本学生支援機構奨学金は、国の育英奨学制度で、意欲と能力のある学生に「教育を受ける機会」を保障し、自立した学生生活を送れるよう支援するものです。これまでのところ、東北大学法科大

学院の学生は、Ⅰ種（無利子貸与）・Ⅱ種（有利子貸与）の種類を問わなければ、申請をしたほぼすべての方に奨学金の貸与が認められています。さらに、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した学生は、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

（日本学生支援機構奨学金ウェブサイト <http://www.jasso.go.jp/index.html>）

その他の各種奨学金については、入学後、随時お知らせします。

9. 長期履修制度について

本法科大学院では、「長期履修制度」を設けています。長期履修制度の適用が認められた場合、授業料は長期履修生として認められた在籍期間に均等分割して支払うことになります。

長期履修制度の適用を希望する者は、入学手続時に所定の願い出を行う必要があります。制度の詳細等については、東北大学法科大学院ウェブサイト

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/forenrollment/info/160929-chokirishu.pdf>)を確認してください。

10. 入学検定料納付の特例制度について

本法科大学院では、「法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度」を設けています。この制度は、同一年度内に実施する本法科大学院の入学試験において、一度、検定料を納付した者は、2回目以降の受験の際、検定料の納付を不要とする制度です。

対 象 者：

同一年度内に実施済みの本法科大学院の入学試験に出願し、入学検定料を納付した者

手 続 方 法：

2回目以降の入学試験の出願受付期間内に、出願手続きに必要な他の提出書類とともに、同一年度内に実施済みの本法科大学院入学試験の提出書類である「振替払込受付証明書（金融機関の日附印が押印されているもの）」の写しに、「氏名」及び「検定料納付の特例制度適用の申し出」と記載のうえ、提出してください。

注 意 事 項：

- ・紛失等の理由により、「振替払込受付証明書（金融機関の日附印が押印されているもの）」の写しを提出できない場合は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へ申し出てください。
- ・当該制度適用の申し出を行う場合は、出願時に入学検定料（郵便普通為替証書）の納付は不要です。
- ・上記「手続方法」により手続きを行った場合、基本的に当該制度の適用が認められます。（選考等はありません。また、申し出に対する可否等の連絡もいたしません。）ただし、手続きに不備等があった場合には別途連絡します。場合によっては、当該制度の適用が認められず、直ちに入学検定料（郵便普通為替証書）を納付（郵送）していただくことがあります。

11. 注 意 事 項

- (1) 出願受付期間内に所定の書類が完備しない出願書類は受理しません。
- (2) 出願書類に虚偽を記入した者に対しては、入学後でも入学許可を取り消すことがあります。
- (3) 出願書類の受理後は、いかなる事情があっても書類記載事項の変更及び提出書類の変更は認めません。
- (4) 出願のため提出した書類は返却しません。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令、及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、入学前教育、追跡調査、入学後の学生支援（奨学・授業料免除及び健康管理等）及び修学指導等の教育並びに授業料徴収等のためだけに利用します。

13. その他

- (1) 本大学院の過去の入学試験問題は、東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) で公表しておりますので、必要に応じて参照してください。
- (2) 出願書類の用紙を請求し、又は試験について照会する場合は、返信用として自己の住所、氏名及び郵便番号を明記し、かつ、所要の切手を貼付した封筒を同封してください。
- (3) 入学者選抜の全日程が終了し準備が整い次第、入学試験を受験した者のうち希望するものに対して入学試験結果の概要を開示します。詳細はウェブサイト上でお知らせします。
- (4) 受験する際は、「本研究科の受験票」及び出願の際に成績結果を提出した「法科大学院全国統一適性試験の受験票」を必ず持参してください。
- (5) 本法科大学院入学試験の複数回受験に伴い、一つの選抜に合格し、その入学手続きとして入学料を納付した場合であっても、その後他の選抜に合格し、その入学手続きをする場合には、あらためて入学料の納付が必要となりますので、ご留意ください。
なお、その場合、先に合格した選抜の入学は、辞退となりますので、あわせてご留意ください。
(例1) 社会人・他学部卒業者等特別選抜（未修）に合格し、その入学手続き（入学料納付）後に一般選抜（後期）法学既修者として合格し、その入学手続きをする場合
(例2) 一般選抜（後期）に法学未修者として合格し、その入学手続き（入学料納付）後に、追加募集の法学既修者として合格し、その入学手続きをする場合

平成30年11月

郵便番号 980-8577

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係

電話 (022) 217-4945

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

自然災害その他不測の事態が発生し、試験実施や選考方法に変更が生じた場合は、東北大学法科大学院ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>）等により周知しますので、出願前や受験前には特に注意してご確認ください。

平成 31(2019)年度東北大学法科大学院

追加募集 入学試験日程

出 願 受 付 期 間	平成 31 年 1 月 9 日 (水) ~1 月 21 日 (月)
論 述 試 験	平成 31 年 2 月 9 日 (土), 2 月 10 日 (日)
合 格 者 発 表	平成 31 年 2 月 22 日 (金)
入 学 手 続 期 間	平成 31 年 2 月 27 日 (水) ~3 月 1 日 (金)

「法学専門科目筆記試験の試験範囲等について」

(1) 民法

【試験範囲】

民法の試験範囲は、一般に大学の法学部の民法の講義において取り扱われる分野の全体（親族・相続も含む）です。試験は、「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」によって改正された民法（改正民法）に基づいて行いますが、「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）」による改正前の規定に基づいて出題します。

【試験の目的・形式】

この試験は、法学既修者として法科大学院を第 2 年次から始めるために必要な民法の知識を修得しているかどうかを判断するために行われます。この点を判断するために、法学部の授業に使用される一般的な民法の教科書に書かれている事柄をきちんと理解しているかが問われます。すなわち、民法の定める各制度・法理の趣旨・内容、関連する諸制度・法理間の関係、基本的な解釈論上の問題点等を正確に把握しているかにつき、基本的な能力が試されます。

試験は論述式で行います。

(2) 商法

【試験範囲】

商法の試験範囲は、会社法及び商法その他の実質的意義の商法に関する法令（保険法及び商法第三編海商に関する部分は除きます）としますが、会社法を中心に試験します。

【試験の目的・形式】

企業組織及び企業取引に関する法分野である実質的意義の商法について、法科大学院第 2 年次から履修するに必要な基礎的能力を身に付けているかどうかを判定します。商法の学習に当たっては、①商法、特に会社法の重要な概念・制度・条文について、なぜそれらが存在するのか、企業をめぐる利害関係者のうち誰のどのような利害と誰のどのような利害が絡み、どのような考え方の下にどのようなしかたで利害が調整されているのかをしっかりと理解すること、②現実の経済社会において商法が実際にどのように運用されまた変容しつつあるのかをたえず意識し、会社法制の基本的な動向を把握することが求められます。試験においても、このような観点から修得の程度が問われることとなります。

試験は論述式で行います。

(3) 民事訴訟法

【試験範囲】

民事訴訟法の試験範囲は、民事訴訟法と民事訴訟規則及び民事訴訟法の教科書で触れられている付属法令、関係法令です。総論部分、第一審手続はもちろんのこと、上訴・再審、複雑訴訟・多数当事者訴訟、特別手続も含まれます。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第 2 年次より始めるために必要な民事訴訟法の知識を修得しているかどうかを判断する試験です。したがって、民事訴訟法の教科書及び判例集を自在に読みこなす能力を測ります。判例や通説の理解のほか、学説が対立する構造を理解し、問題解決に至る能力が要求されます。

試験問題は、論述式問題、その他基礎的事項について説明等を求める形式で出題します。解答に対する評価は、試験問題に対する解答の論理的な首尾一貫性を中心に、教科書・判例集から得られた基礎的な知識を正確に用いているか、公正、迅速、真実発見、訴訟経済など、民事訴訟の一般原則に基づいているかなど、総合的に判断します。

(4) 憲法

【試験範囲】

憲法の試験範囲は、一般に大学法学部の憲法の講義において取扱われる分野の全体（＝憲法総論＋人権論＋統治機構論）です。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第2年次より始めるために必要な能力を有しているかどうかを、「憲法」の科目について審査する試験です。

試験は論述式で行います。

(5) 刑法

【試験範囲】

刑法，その他の関連法令とします。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を身につけているかどうかを判定するための試験です。

具体的には、刑法に関する主要な問題及びそれに関する解釈論的知識を有していることを前提に、①簡単な事案の中から、そこに含まれる刑法上の問題を発見する力、②発見された個別の問題について、関連する個々の条文の意義、基礎にある目的・思想などを踏まえ、自己の見解を説得的に展開する力（日本語の表現力も含みます）などを問います。なお、刑法の分野でも、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていますので、刑法に関する主要判例の内容を正確に理解していることも大切です。

試験は論述式で行います。

(6) 刑事訴訟法

【試験範囲】

刑事訴訟法，刑事訴訟規則その他の関連法令とします（上位規範である憲法規定の理解も必要です）。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を有しているかどうかを審査します。

試験は論述式で行います。